

黒石市における介護予防ケアマネジメント・介護予防支援に係る「委託連携加算」の取扱いについて

概要

- 介護予防支援事業所が居宅介護支援事業所に外部委託を行いやすい環境の整備を進める観点から、介護予防支援事業所が委託する個々のケアプランについて、委託時における居宅介護支援事業者との適切な情報連携等を評価する新たな加算を創設する。【告示改正】

単位数

〈現行〉	なし	→	〈令和3年4月〜〉	委託連携加算	300単位/月（新設）
------	----	---	-----------	--------	-------------

算定要件等

☆当該月において、**当センターから情報提供を行っていること**が前提となります

- 利用者1人につき指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り、所定単位数を算定する。
- 黒石市地域包括支援センター（以下、「当センター」とする）からの情報提供の方法は、書面のほか、口頭等による情報提供でも算定可とする。ただし、いずれの方法による情報提供であっても、支援経過記録等に、**双方において、提供年月日、提供者、提供内容**を記録することが必要である。

想定されるケース

- 当センターが**直営で担当していた利用者**を指定居宅介護支援事業所に委託する場合
- **総合相談等で当センター（ブランチも含む）が関わっていた利用者**を指定居宅介護支援事業所に委託する場合 など

留意事項：本加算の具体的な基準については、厚生労働省からの見解が示されないことから、保険者により考え方に相違がある場合があります。また、今後、厚生労働省から見解が示された場合には、算定要件等に変更が生じる可能性があります。